2025年
1月号

# けんぽ便り

全国健康保険協会 静岡支部
協会けんぽ

職場内で掲示・回覧をお願いします。

## 新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。　加入者の皆様には清々しく新春をお迎えのことと、心からお喜び申し上げます。

昨年は、協会けんぽの事業運営にご協力を賜り、誠にありがとうございました。

さて、昨今の協会けんぽを取り巻く状況ですが、医療の高度化等により医療費の増加が見込まれることに加え、団塊の世代が 75 歳以上となり、後期高齢者医療制度の被保険者が一気に増えることで、後期高齢者支援金等の負担が増大することが見込まれており、協会けんぽの財政が厳しい状況であることは変わっていません。

そうした中で協会けんぽとしましては、現金給付の迅速な支払いや診療報酬明細書の適正な審査等、保険者として基盤となる役割をしっかりと果たしていくとともに、加入者の皆様の健康増進を図るため、生活習慣病予防健診や特定健康診査および特定保健指導、未治療者への受診勧奨等業務の実施に引き続き注力してまいります。

また、昨年 12 月 2 日から、保険証の新規発行が停止し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されております。従来の健康保険証についても、最長１年間はご使用いただけますが、マイナ保険証を使用していただくことで、過去の受診履歴や投薬履歴が医師及び薬剤師に共有でき、初めて受診する医療機関でも過去の履歴を踏まえた質の高い医療が受けられます。なお、就職や転職による保険証の切り替えや高額療養費の一時負担が不要になるといったメリットもございます。このような、加入者の皆様の利益に資するマイナ保険証の利用促進に注力してまいります。

これからも、加入者の皆様に質の高いサービスを提供するため、尽力してまいりますので、引き続きご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

結びに、本年も皆様にとりまして幸多き一年になることを心からお祈り申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

協会けんぽ静岡支部　支部長　　安田　剛

## 資格情報のお知らせと加入者情報（マイナンバーの下４桁）の配付をお願いします。

令和6年12月2日からの健康保険証を利用登録したマイナンバーカードで医療機関等を受診していただくことを基本とする仕組みへの移行に伴い、令和6年9月に「資格情報のお知らせ及び加入者情報（マイナンバーの下4桁）」を送付しました。

従業員様への配付にご協力いただき、ありがとうございました。

その際にお知らせしておりました直近に加入された方の「資格情報のお知らせ及び加入者情報（マイナンバーの下4桁）」を令和7年1月から順次送付いたしますので、お手数をおかけしますが、従業員様への配付にご理解・ご協力をよろしくお願いします。

**対象者**

令和6年6月10日から令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者のうち、令和6年12月6日時点で健康保険に加入されている方

資格情報のお知らせについて
詳細はこちら
（協会けんぽHP）

マイナ保険証について
詳細はこちら
（協会けんぽHP）

# ご退職後の健康保険のご案内

74歳までの被保険者が退職等で健康保険の資格を喪失したときは、引き続き何らかの健康保険制度へ加入していただくことになります。退職後、1日の空白もなく再就職する場合を除いて、下記のいずれかの健康保険に加入手続きをしていただく必要があります。

| | 協会けんぽの任意継続 | 国民健康保険 | ご家族の健康保険の被扶養者 |
|---|---|---|---|
| 加入要件 | • 退職日までに被保険者期間が**継続して2か月以上あること**<br>• 退職日の翌日から**20日※以内**に手続きすること(必着)※土日・祝日を含む | お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課へお問い合わせください | 被扶養者としての認定基準を満たすこと |
| 手続き先 | お住まいの都道府県の協会けんぽ支部 | お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課 | ご家族の勤務先 |
| 保険料 | 下記参照 | 前年の所得などにより決定 | 被扶養者の負担なし |

## 協会けんぽの任意継続保険料

**退職時点の標準報酬月額※1 × 健康保険料率※2 ＝ 任意継続保険料**

※1 令和6年度の標準報酬月額の上限は30万円です。
※2 40～64歳の方は介護保険料率が上乗せされます。
お住まいの都道府県支部の健康保険料率です(在職時と保険料率が異なることがあります)。
健康保険料率は毎年度見直しがあります。

▼令和６年度
保険料額表はこちら
(協会けんぽHP)

## 任意継続の申請の流れ

1. 退職日の翌日から20日以内(必着)に「任意継続被保険者資格取得申出書」を提出
2. 協会けんぽにて受付
3. 日本年金機構から提供される資格喪失データを確認
4. 資格情報のお知らせを発行

郵送にて受付可能です！

お問い合わせ先　TEL 054-275-6601(自動音声案内1番)

▼申出書はこちら
(協会けんぽHP)

# 禁煙にチャレンジするなら、禁煙補助剤を活用しよう！

禁煙の大きなハードルの1つがたばこに含まれる「ニコチン」の禁断症状です。
「ニコチン」切れによるストレス、イライラを軽減する禁煙補助剤をうまく活用して禁断症状を乗り越えましょう。
禁煙補助剤の種類、特徴をご紹介します。

※狭心症、心筋梗塞、脳梗塞等の既往歴がある方は使用できませんのでご注意ください。

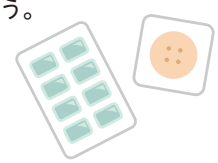

| 市販薬　薬局、ドラッグストアなどで購入できる | |
|---|---|
| ニコチンガム（ガムタイプ） | ニコチンパッチ（パッチタイプ） |
| たばこが吸いたくなったときに噛み、口の粘膜からニコチンを吸収して「吸いたい」という欲求を抑えます。 | 1日1枚皮膚に貼ってニコチンを補給することで禁煙症状を抑えます。<br>禁煙外来での処方もあります。 |

## 2月号は休刊です

次号(2月号)は休刊いたします。納入告知書には令和7年度の保険料額表を同封予定です。

発行者
全国健康保険協会 静岡支部
協会けんぽ
〒420-8512　静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア
054-275-6601(代表)

協会けんぽのホームページでは過去1年間のけんぽ便りをご覧いただけます。
ホームページはこちらから